

公募型プロポーザル方式を採用する理由

地方独立行政法人那覇市立病院は、琉球大学病院(620 床、うち一般病床は 570 床、沖縄県立中部病院(559 床、うち一般病床は 555 床に次ぐ許可病床数を有し、また、急病センターや手術室のほか、集中治療室(ICU)や小児集中治療室(NICU)を備える等、沖縄本島南部医療圏において、高度急性期医療及び急性期医療を提供する那覇市立病院(470 床、すべて一般病床を運営する、沖縄県内唯一の公営企業型地方独立行政法人である。

地方独立行政法人は、地方独立行政法人法(以下、「法」という。)第 2 条第 1 項の規定に基づき、住民の生活、地域社会及び地域経済の安定等の公共上の見地からその地域において確実に実施されることが必要な事務及び事業であって、地方公共団体が自ら主体となって直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるものと地方公共団体が認めるものを効率的かつ効果的に行わせることを目的として設置される。

具体的には、法第 25 条の規定に基づき市長が指示する中期目標の達成に取り組むこととなるが、高い公共性が求められる一方で、その経営は原則として、独立採算が求められる。

そのため、会見監査人については、法が求める公認会計士、または監査法人であることは当然として、地方独立行政法人制度に対する理解、知見を備え、また、大規模急性期病院を運営する公営企業型地方独立行政法人に対する監査実績を豊富に有するなど、金額面だけでなく、その他の要素を含め、総合的に評価する必要がある。